

# BTMU CHINA WEEKLY

## トピックス:新労働契約法への取り組み

9月21日、MUFJグループ主催で「中国経営支援セミナー～新労働契約法のポイントと留意点、工会(労働組合)の設立・集団契約・工会との付き合い方について～」を開催した。6月29日に採択された「労働契約法」は、来年1月1日より施行されるが、現地従業員を抱える日系進出企業においては労働契約書の作成・見直しなどの対応を迫られるケースが多いことがあって関心も高く、380名にも及ぶ申し込みを頂戴した。

セミナーでは、月報8月号で労働契約法につき寄稿頂いた露木・赤澤法律事務所 赤澤弁護士より新労働契約法のポイントと留意点につき具体的なケースに基づく対応方法を、三菱UFJリサーチ&コンサルティング池上顧問より中国の『工会』(労働組合)と『集団契約』についての概要と必要な対応策を、解説頂いた。(本セミナーの資料をご希望の際は、貴社お取引部室・店の担当経由で中国業務支援室にご連絡下さい。)

この労働契約法は2006年の草案公表後、19万2千にも上るパブリックコメントを受ける形で制定されたものである。同法を巡っては、中国の厳しい労働環境を前提に労働者保護の法制化を主張するものと、企業の競争力維持や外資誘致の立場から過度な労働者保護に反対するものとの意見が対立した。外資系企業では、コスト上昇、同法を無視する中国企業があれば競争上不利等の見方からパブリックコメントでも反対の立場が多かったとされる。(米国内でも、コストアップを避けたい企業とアジアへのアウトソースが不満な労働組合との間で同法を巡る対立が見られた)。こうした議論に決着をつけるかのように、本法施行直前に山西省の“れんが工場”における少年労働者の強制労働の実態が公表された。いささか政治的に過ぎる感があるものの、中国にとって格差社会の是正、即ち“調和社会”の追及は、最重要課題であるということが確認される結果となった。

さて、格差については本年度の経済白書が詳しい分析を行っている。先進諸国の経験から、経済発展の過程で主要産業が農業から工業へと進むにつれ、国内の所得格差が広がって行き、その後これが収束していくというクズネットの逆U字仮説が解説されている。また、産業化の過程で労働組合が発生・拡大し、賃金、労働条件の交渉が行われた経緯も確認できるが、これは今般の中国の労働契約法における『工会』と『集団契約』重視の理論的裏づけを提供するものといえよう。また、格差拡大は社会の安定にマイナスの影響を与えることが各種の指数を用いて示され、所得再分配への取り込みの重要性が明示されている。

上の議論には続きがある。即ち、工業化を経て収束に向かった所得格差は、先進諸国では再び拡大に転じており、また、我が国では労働組合の組織率は雇用形態多様化等から低下傾向にある。そして我が国でも“何らかの低所得者層への政策的な対応が重要とも考えられる”としている。対応が必要なのは中国だけではないということもわかる。

### 労働契約法の概要

<b>労働契約</b> ：雇用開始後1カ月以内に書面での労働契約を締結しなければならない。1カ月以上1年未満、書面での労働契約を締結していない場合、2倍の給与を支払わなければならない。1年以内に書面での労働契約を締結していない場合は終身雇用契約を締結したものとみなす。
<b>終身雇用</b> ：勤続10年以上、連続2回期限付き労働契約後の3回目などに該当する場合は、終身雇用契約を結ばなければならない。違反の場合、2倍の給与を支払わなければならない。
<b>試用期間</b> ：契約期間3カ月以上1年未満の場合は試用期間1カ月以下、契約期間1年以上3年未満の場合は試用期間2カ月以下、契約期間3年以上の場合は試用期間6カ月以下。試用期間中に採用条件に適合しないことが証明されない限り、契約解除はできない。
<b>人員整理</b> ：20人以上または全従業員の10%以上の削減は、経営難など一定の条件の下、30日以上前に労働組合または全従業員に説明し、意見を聴取したうえで、人員削減計画を労働当局に報告後に可能となる。
<b>経済補償金</b> ：従来、労働契約解除の際に義務付けられてた経済補償金を期間満了に伴う労働契約終了時にも支払う(契約更新時は不要)。金額は勤務期間1年につき1月分の給与相当。
<b>派遣労働</b> ：本来は長期的な業務であるにもかかわらず、雇用期間を分割して短期契約としてはならない。派遣労働は、臨時的、補助的、代替的な業務に適用する。
<b>労働組合</b> ：従業員側は、労働組合を代表として、雇用者と平等な協議を通じ、労働報酬、労働時間、安全、福祉、労働規律等について集団契約を締結することができる。

(資料)労働契約法等より三菱東京UFJ銀行経済調査室作成

(中国業務支援室 情報開発チーム 國枝康雄)

来週は中国の国慶節のため「BTMU CHINA WEEKLY」は休刊とさせていただきます。ご了承下さい。

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### 人民銀行アンケート：個人「物価高を嫌気、貯蓄より投資」/企業「業績向上、景気過熱を懸念」

人民銀行(中央銀行)が21日に公表した、第3四半期の全国都市部預金者アンケート調査によると、所得指数は大きく下落、今後の所得増加期待が弱いことが示された。インフレへの不満は強く、「物価高は受容し難い」との回答が、第1四半期の25.9%、第2四半期の29.5%から47.1%へと急増した。また、「貯蓄よりファンド・株への投資が有利」とした割合が第2四半期より増え、引き続き投資意欲が旺盛な実態が明らかになった。

企業へのアンケート調査も同時に発表され、第3四半期の企業経営は収益力の向上等を理由に39.2%が「良好」、製品販売は96.2%が「好調ないしは横ばい」との回答となった。一方で、生産財の価格上昇からも見られるインフレを指摘する企業が37.9%に上り、景気の先行きに対する信頼度は低下した。

### 1人当りGNP 03年から倍増 中所得国の仲間入り

国家統計局は18日、来月開催予定の第17回共産党大会を控え、「第16回党大会(2002)から第17回党大会までの経済・社会発展報告」を発表。過去5年の中国経済は、安定的かつ速い速度で成長を続け、GDP規模は世界第4位まで上昇。GNPについても、2006年の一人当りGNPが2003年比で倍増し、中所得国の水準に達したとした。

## 2. 産業

### 石炭液化油 世界初の大規模生産を来年開始

16日、山西省太原市で開催された「中国国際石炭・エネルギー新産業博覧会」に参加した中国最大の石炭サプライヤー「神華集団」の副総経理は、同社が内モンゴル自治区に建設中の石炭液化油の生産ラインがほぼ完成、来年のテスト生産を経て本格生産に入ることを発表した。世界初の大規模工業化生産の実現となる。中国政府は、近年の石油輸入量の増加や国際原油価格の高騰を背景に、代替エネルギーとしての石炭の直接・間接液化技術に注目、「中国石炭工業第11次5ヶ年規画」でも石炭液化事業を重点施策として位置づけている。世界のエネルギー大手各社も同事業に着目し、今後、石炭生産の盛んな西部地域において、大型外資プロジェクトの展開が期待されている。

### エネルギー消費抑制基準を制定 省エネを強制化

18日、江西省南昌市で開催された「第5回中国標準化フォーラム」の席上、国家標準化管理委員会の副主任は、鋼鉄、有色金属、建材等エネルギー多消費型業種のエネルギー消費削減を強化するため、22製品のエネルギー消費抑制基準を制定し、強制的な省エネ対策を実施する方針を明らかにした。基準は年内に公布・施行予定。今後エネルギー消費抑制基準を超える新規プロジェクトは認可されない等の厳しい内容となっている。

## 3. 貿易・投資

### 日中共同による中小企業博覧会を開催

国家発展改革委員会、商務部、工商総局、広東省政府等と日本の経済産業省は15日、共同で第4回中国国際中小企業博覧会および日中中小企業博覧会を広州で開催した。両国の中小企業間の交流と協力促進を目的とするもので、期間中、日中双方の中小企業の製品、サービス、技術が展示・紹介されたほか、合作プロジェクトの商談会や知的財産権保護、融資制度の多様化、小売技術の革新等に関するフォーラムも開催された。日本からは約480社が参加、1000のブースが設置された。国家発展改革委員会の副主任は、日本の経験を参考とし、中国の中小企業の発展のための支援を強化していくことを明らかにした。

### 2006年度中国対外直接投資 世界第13位に

商務部、国家統計局、外貨管理局が14日共同で発表した「2006年度中国対外直接投資公報」によると、2006年度の中国対外直接投資総額は211.6億米ドルに上り、世界第13位となった。現在までに172の国・地域に約1万社が進出済み。うち国有企業による対外投資は全体の81%、民間企業は僅か1%に留まっている。

## 4. 金融・為替

### 日中両国 通貨スワップ協定延長に合意

中国人民銀行(中央銀行)の周小川総裁が来日、20日、日銀との間で「日中通貨スワップ協定」の延長に合意した。同協定は97年に起きたアジア金融危機の再発防止の為、「チェンマイ・イニシアティブ」に基づき2002年3月に締結されたもので、東アジア地域における金融協力の強化、金融市場の安定、経済発展に重要な役割を果たしてきたという。今回の協定延長は両国が金融リスク回避に向けて更なる協力を促進する姿勢を示すものとされている。

### 上海市 金融の国際化実現の方針を発表

上海市の韓市長は18日、上海国際金融センターの建設推進チームの第1回会議の席で、今後早期に全国ならびに国際的な金融市場、金融革新、金融機関、金融人材のセンターとして上海の地位を確立する方針を強調した。

上海市は2001年2月に国家の重要戦略として国際金融センターを目指すことが国務院に承認された経緯にあり、昨年11月には上海市政府は「上海国際金融センター建設第11次5ヶ年企画」を発表し、具体的な措置として上海市長をリーダーとする国際金融センターの建設推進チームの結成、人民銀行上海本部の役割を活かして国際的な金融協会の設立等の構想を盛り込んでいる。

# EXPERT VIEW

NERA Economic Consulting  
中国総代表 日本国公認会計士  
鈴木康伸

## 【香港の移転価格税制】

香港ではこれまで、所得の源泉地、すなわちオンショアかオフショアかという判断には重きが置かれてきたものの、関連者取引が「独立企業間取引原則」に合致するかどうかについては注目されてきませんでした。

一方、中国税務当局は中国法人と香港の関連者との取引に潜む移転価格問題に特段の注意を払っており、中国と香港との取引においては、中国側の移転価格問題の解決を主眼において、香港法人との取引価格あるいは香港法人の利益水準を設定することが実務的に多くみられました。

このたび、香港と中国との“租税協定”である「内地と香港特別行政区の所得に対する二重課税の排除に関する協定」(以下、「協定」)は、2006年末に更新され、香港では2007年4月以降に生ずる所得より適用されます。また、協定の解釈としてDIPN44号通達が公表されています。ここには「独立企業間取引原則」の概念が導入されており、これからは香港の移転価格税制についても十分な注意を払う必要があります。

### 協定の概要

「協定」の第九条には「関連企業」の定義があり、関連企業間の商業上又は資本上の関係は独立企業間のそれとは異なることから、本来一方の企業が取得すべきである所得を当該一方の企業の所得に算入して税を課すことができるとされます。

一方の移転価格調査の結果、企業が増額更正を受け、二重課税の状況を避けるために、相手国の関連者がその調整結果に対応する課税所得の減額調整を他方の所在地で行なう、「対応的調整」も協定に規定されています。また、必要に応じて双方の税務当局が行なう「相互協議」条項もみられます。

### 内国歳入庁解釈及び実務指針(DIPN) 44号通達

香港税務当局が中国税務当局による移転価格更正の結果に同意する場合、香港企業は過年度の課税所得を対応的に減額調整し、税額の還付を行いません。

移転価格において一般的な「対応的調整」は、一方の国において課された更正結果を、他方の国或いは双方の国の税務当局に申立て、相互協議の結果として合意を得たのちに行なわれるものですが、協定に定められた「対応的調整」は、例えば中国において更正を受けた在中國香港企業が、香港の税務当局に減額調整を申立て、香港の税務当局がこれを認めれば、相互協議のプロセスを経ずに減額調整を受けることができる、という点においてユニークです。

無論、香港税務当局が中国における更正結果を合理的と認めない場合において、納税者は双方の税務当局が相互協議を行なうよう求めることができる余地も残されています。相互協議の申し入れは、当該更正の決定があった最初の通知の日から3年以内に行なわなければなりません。

### 両規定の意味するところ

協定及びDIPN 44号通達は、香港の納税者の二重課税リスク回避に有益である一方で、香港における移転価格対策税制の「誕生」は、これまでの軽課税国としての香港のイメージに大きな変化を与えるかもしれません。中国と香港の関連者取引においては移転価格ポリシーの合理性を再検討するとともに、調査・更正の際には、対応的調整も踏まえつつ、最大限に税コストを抑える必要があります。

(関連条文抜粋)

協定 第 9 条 関連企業

一、(一)一方の企業が直接或いは間接的に他方の企業の管理、統制を行い或いは投資をしており、または

(二)同一人が直接或いは間接的に一方の企業と他方の企業の管理、統制を行い或いは投資をしている場合、

上記のいずれかの状況においては、双方の企業の商業的或いは財務的關係は独立企業間の關係とは異なるため、本来一方の企業が得るべき、但し当該状況のために得るに至っていない所得は、当該一方の利益として計上し、納税する。

二、一方が他方の課税所得を当該一方の企業の所得に加算する場合(当該所得は二つの独立企業間において同様の状況下で当該一方の企業が当然得るべき所得である)、当該他方の企業は、当該所得に対し納税する税額について、『適切な調整』を行うものとし、当該調整の確定に際しては、本協定のその他の規定に注意を払い、必要に応じて、双方の主管税務当局が協議を行う。

協定 第 23 条 協議手続

一、一方或いは双方の採用する施策により、本協定の規定に合致しない課税が行われ、あるいは行われると予見される場合には、それぞれの法律によって救済方法を考慮するのではなく、当該案件が本協定に合致せずに更正が行われた日から三年以内に、案件の状況を本人がその居住地国の主管税務当局に提出する。

二、上述の主管当局が、提出された意見を合理的と認めるが、一方のみでは円満な解決ができないと認められる場合には、他方の主管当局と相互に協議し解決を図り、以って本協議に合致しない課税を回避する。合意に達した協議は執行され、それぞれの法律の時間的制約を受けない。

DIPN44 号 § 76

香港でいうところの『適切な調整』とは、香港の税務当局が完全に中国の税務当局の計算に同意する場合においては、香港の企業は全額の調整を受けることができ、香港の税務当局が中国の税務当局の計算の一部に同意する場合においては、香港の企業は当該一部の金額の調整を受けることができ、仮に香港の税務当局が中国の税務当局の一切の調整に同意しない場合には、如何なる調整を受けることができない。必要に応じて、香港と中国の主管当局は調整額について協議する。

以上

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比	
				前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close				
2007.09.17	7.5230	7.5219~7.5260	7.5227	0.0052	6.5517	0.0187	0.9659	0.0009	10.4314	0.0058	5.9200	5690.23	114.5900
2007.09.18	7.5270	7.5218~7.5285	7.5228	0.0001	6.5500	0.0017	0.9655	0.0004	10.4285	0.0029	6.2500	5694.31	4.0800
2007.09.19	7.5158	7.5117~7.5179	7.5135	0.0093	6.4900	0.0600	0.9648	0.0007	10.4977	0.0692	6.6500	5662.53	31.7800
2007.09.20	7.5150	7.5105~7.5168	7.5145	0.0010	6.5051	0.0151	0.9652	0.0004	10.5547	0.0570	6.5000	5741.54	79.0100
2007.09.21	7.5030	7.5025~7.5080	7.5036	0.0109	6.5309	0.0258	0.9638	0.0014	10.5569	0.0022	6.8400	5725.37	16.1700

## トピックス

[17日]

ポールソン米財務長官は14日、対中貿易について中国の変化のペースが遅いことに不満を表明する一方、貿易制裁は逆効果として米議会を牽制し、「一方的、懲罰的な制裁の法制化は問題の解決策ではない。貿易戦争を始めることを望まない」「中国との経済関係を安定して維持することが重要である。中国との取引を維持、発展させ、経済改革のペースを加速するよう説得していくことだ。中国経済の健全性は、世界経済の健全性に影響するからである」と述べた。

ラガルド フランス経済財務雇用相は17日、人民元相場が過小評価されているとの認識でポールソン米財務長官と完全に一致したことを明らかにした。

[18日]

アルムニア欧州委員会委員(経済・通貨問題担当)は、中国は金融政策の遂行余地を広げ、世界経済の不均衡は正に貢献するため、人民元の柔軟性を拡大すべきであるとの見解を示した。また、7月末現在で約1兆4000億米ドルに上る外貨準備について、中国の当局者らが、同国の経済環境を考えれば正常とみなす水準の少なくとも2倍あるとみていることを明らかにした。

国家发展改革委員会(NDRC)は、設備投資を抑制し、経済成長のバランスを調整するため、同国の一部の地域を対象に新規の投資計画を制限する方針を明らかにした。

[19日]

中国紙は、新たに発足する外貨準備運用機関が、9月28日に業務を開始するとして、会長には楼継偉 元財政部次官、ゼネラルマネジャーには高西慶 全国社会保障基金理事会副理事长が就任すると報じた。

マコーミック米財務次官(国際問題担当)は、人民元の為替相場について、一段と柔軟なものになっても中国の経済成長は抑制されずデフレを引き起こすこともなく、むしろ中国経済の方向性を国内消費に向けさせる上で有益であるとの見解を示した上で、中国が人民元の上昇を容認すれば、米中関係で認識されている大きな不公平要因が取り除かれると指摘した。

[20日]

余永定 中銀金融政策委員会元委員は、成長維持や雇用創出よりインフレ抑制を重視すべきであるとの見解を示した。

中国紙は、中国が近く、QDII(適格国内機関投資家制度)を通じ、同国の銀行が顧客資金をニューヨークやロンドンなどの株式市場に投資できるようにすると報じた。

中国紙が報じたところによると、汪同山 社会科学院エコノミストは、2007年の同国の消費者物価指数(CPI)の伸び率はおそらく前年比+5%を超えないとの見通しを示す一方で、政府が物価の安定を維持するのは容易なことではないと指摘した。

[21日]

英国紙によると、劉明康 銀行業監督管理委員会(CBRC)委員長は、中国が本土からの香港株式市場への投資に関し一定の枠を設定する見通しであることを明らかにした。

周小川 中銀総裁は、中国の金融政策が米国の利下げにより大きな制約を受ける事はないとの見解を示した。

石油天然気集団(CNPC)傘下のシンクタンクは、同国の石油需要が2006~15年にかけて年+5.3%のペースで拡大し、5億5000万トン近くに達するとの見通しを明らかにした。

## RMB レビュー&アウトLOOK

先週、7.5101まで上伸し為替制度変更後の最高値を更新した人民元は、7.52台まで反落してオープンした。週初は中国の適格機関投資家(QDII)による大口のドル買い需要の噂を受けて軟調推移となり、18日には週間安値となる7.5285まで下落した。しかし翌19日には、米FOMCにおける利下げを受けてアジア通貨が全面高となる中、人民元も反発、週末には7.5100をあっさりとお超えすると最高値を更新(7.5025)して越週した。今週の人民元上昇は、人民元の上昇というよりも米政策金利引き下げを受けた米ドルの下落による影響が強く、高値警戒感も熾る中、来週も人民元の急激な上昇が続くとは考えにくい。しかしこれまでも中国では連休前に重要な政策発表が行われることがあったことから、10月の大型連休を控えた来週は当局動向に注意が必要だろう。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様御自身でご判断下さいませ。宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当行はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作権であり、著作権法により保護されています。